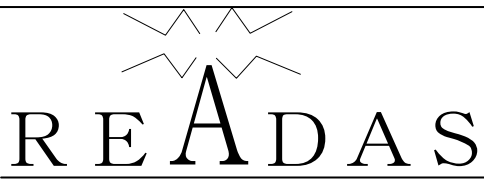


第 4613 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 11月 16日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ④ 相続した非上場株を会社に譲渡する場合

**Q**：相続した非上場株をその発行会社に譲渡すると、どのような取扱いになりますか？

**A**：一定の要件を満たす場合には、20%の申告分離課税となります。

### 【解説】

非上場株式をその発行会社に譲渡する場合は、原則として、その譲渡対価のうち資本金等の金額に対応する部分の額を超える部分についてはその株主に対する利益の配当とみなしてみなし配当課税がなされ、その他の部分について譲渡所得課税がされることとなっています。ただし、相続又は遺贈により取得した株式を譲渡した場合で、次の要件のすべてを満たしているときは、配当課税が行われずその譲渡代金のすべてについて譲渡所得課税（20%の申告分離課税）が行われることとなっています。

- ① 相続等により非上場株式を取得した個人であること
- ② その相続等につき相続税額があること
- ③ その相続の開始のあった日の翌日からその相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後3年を経過する日までの間にその株式を譲渡していること
- ④ その相続等により取得した非上場株式をその発行会社に譲渡していること

また、この適用を受ける場合には、相続税額のうち一定の金額を取得価額に算入することができる特例が受けられることとなっています。

